

知財支援を通じた 地域経済活性化の取り組み

普及支援課 企画調査官 小宮 慎司

抄録

地域経済の活性化は我が国の重要な取り組みの一つとされています。特許庁では、政府基本方針に基づいて支援施策の充実に努めてきましたが、近年さらに「中小企業・地域知財支援研究会報告書」や「地域知財活性化行動計画」を取りまとめ、これらに基づき取り組みの強化を図っています。

一方、地域支援には地域の実情に応じて、地域に根ざした活動が必要であることから、各地域では平成17年度以降、地域知的財産戦略本部が立ち上げられて地域のニーズに応じた施策の企画立案がされ、特許室や知財総合支援窓口が中心となって、地域における支援活動を展開しています。

特許庁ではこのような方針、体制のもと、地方創生や地域の支援に資する事業を全国で実施しています。

1. はじめに

人口減少や高齢化、東京圏への一極集中など、現在の我が国は地方にとって厳しい課題を抱えており、これらを克服するために政府を挙げて「地方創生」の取り組みがなされています。その中で、地域経済を活性化することは、新たな雇用を生み出し、地方への人の流れをつくることが期待されるため、重要な取り組みの一つとされていますが、産業の発達に寄与することを目的とする産業財産権制度を所管する特許庁もその一翼を担っています。ここで、産業財産権は特定の者が有する財産権であるため、地域の活性化とは直接的には結びつきにくいと思われるかもしれません。しかし、例えば知的財産を活用することにより、中小企業が地域の中核企業に成長したり、知的財産を仲立ちとして複数の地域企業の連携が進んだり、地域団体商標等の地域ブランドを活用して地域活性化につなげたりするなど、知的財産を基軸として地域経済への貢献が期待される場面は数多くあります。本稿では、地域経済を活性化するために、知的財産の面でどのような支援の取

組みが行われているかを概観したいと思います。

なお、本稿中の見解は筆者の個人的なものであり、所属する組織の見解ではないことを予めお断りしておきます。

2. 政府及び特許庁の取り組み方針

(1) 政府基本方針の経緯

地域経済と知的財産との関連性は、政府基本方針でもかねてから意識されており、例えば平成14年12月に公布された「知的財産基本法」にも、知財と地域経済との関係付けを見ることができます¹⁾。また、同基本法に基づいて知的財産戦略本部が設置され、平成15年以降、国の知財政策の基本方針となる知的財産推進計画が毎年策定されていくこととなりますが、地域支援については当初より言及されています。特に着目すべきは、「知的財産推進計画2004」で「中小企業・ベンチャー企業や地域を支援する」という項目が起こされ、その中で地域における支援体制を強化するために地域ごとに戦略本部を

1) 第4条において、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。」と規定されている(下線筆者)。

設置すること、すなわち、地域経済産業局等に「地域知的財産戦略本部」を設置することが定められた点です。当初より、地域支援には地域の実情に応じて、地域に根ざした活動が必要であると認識されていたことが分かります。これを受けて、平成17年度以降に全国で9つの地域知的財産戦略本部（北海道、東北、広域関東圏、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）が設置され²⁾、各地域の実情に応じた活動が開始されました。

「知的財産推進計画」では、その後も地域支援に関する取り組みの策定が続けられ、平成27年の「知的財産推進計画2015³⁾」では「地方における知財活用の推進」が重点3本柱の筆頭に掲げられるに至ります。ここでは、中小企業等の知財戦略を強化するとともに、地域中小企業による事業化を目指した大企業又は大学が保有する知的財産の活用等の知財連携を促進するため、「地方知財活用推進プログラム」として一連の施策が提示されました。さらに平成28年5月9日に決定された「知的財産推進計画2016⁴⁾」でも、引き続き「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が掲げられています。

(2) 特許庁における取り組み方針

特許庁では、中小企業は地域経済や地域雇用を支える存在であり、産業競争力の源泉であるとの認識のもと、政府基本方針に基づいて支援施策の充実に努めてきましたが、平成26年2月に開催された産業構造審議会知的財産分科会において、企業活動の変化、知的財産制度を巡る環境変化を考慮し、更なる中小企業・地域への支援強化の方向性が示されました。これを踏まえ、同年5月に中小企業や地域への支援強化に向けて有識者による「中小企業・地域知財支援研究会」（座長：鮫島正洋弁護士・弁理士）を立ち

上げ、同年7月7日に報告書を取りまとめました⁵⁾。

さらに平成28年9月26日には、「知的財産推進計画2016」、「日本再興戦略2016」に基づき、産業構造審議会知的財産分科会において、知的財産分野における地域・中小企業支援について「地域知財活性化行動計画」を策定しました⁶⁾。

「地域知財活性化行動計画」では、3つの基本方針、基本方針その1：着実な地域・中小企業支援の実施
基本方針その2：地域・中小企業の支援体制の構築
基本方針その3：成果目標（KPI）の設定とPDCA
サイクルの確立

が示されています。

まず、基本方針その1では、全国レベルにおいて、特許庁及び（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）が中心となって、知財制度や支援施策の普及啓発、情報提供、各種の相談・指導対応等の基盤的な支援の取組を実施することとされています。

基本方針その2では、地域レベルにおいて、中小企業庁との密接な連携の下、「知財総合支援窓口」と「よろず支援拠点⁷⁾」が中心となって、各地域の実情に応じた支援の取組を展開すること、またその際には、弁理士、弁護士、（一社）日本知的財産協会等の専門家及び機関の知見やリソースを総動員し、商工会議所・商工会、地域金融機関、（独）日本貿易振興機構（JETRO）等との緊密な連携を図ることとされています（図1）。

ここで、商工会議所・商工会、地域金融機関等は従来から中小企業の支援機関として重要な位置づけにありますが、中小企業に知財の重要性に気づいてもらい、知財面の支援を効果的に行うためには、普段から最も身近に中小企業に接しているこれらの機関のより一層の参画が不可欠ですので、連携の強化を進めています。

2) 特許庁ホームページ「施策・支援情報」>地域別情報>各地域の知的財産戦略本部ホームページ（http://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/chiiki_shien.html）

3) 「知的財産推進計画2015」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20150619.pdf>）

4) 「知的財産推進計画2016」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20160509.pdf>）

5) 特許庁ホームページ「資料・統計」>審議会・研究会>研究会・懇談会等>中小企業・地域知財支援研究会について」（http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/kenkyukai/chusho_chizai_shien.htm）

6) 特許庁ホームページ「施策・支援情報」>地域別情報「知財分野における地域・中小企業支援について～「地域知財活性化行動計画」を決定しました～」」（<http://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/index.html>）

7) 経済産業省が所管する（独）中小企業基盤整備機構が運営するもので、全国47か所の支援拠点で中小企業・小規模事業者の経営課題の相談を受け付けています。（<http://www.smrj.go.jp/yorozu/index.html>）

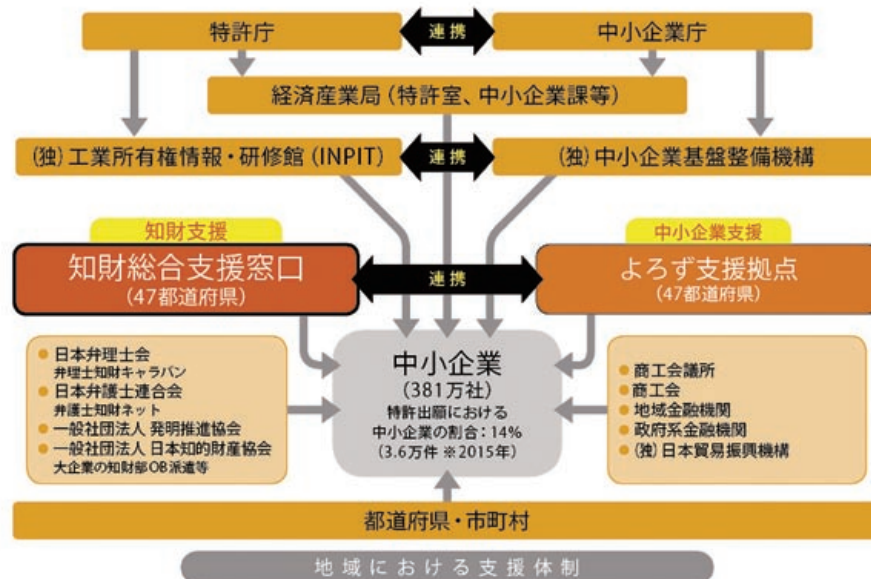


図1 地域・中小企業の支援体制
 (「とっきょ」平成28年12・1月号より転載(「地域知財活性化行動計画」(概要版)を元に再描画))

そして基本方針その3では、取り組みの実施に当たって、まず成果目標（KPI）を中央レベルと地域レベルで設定することとされています。経済活動の特色は地域ごとに異なりますので、地域レベルの目標はそれに応じて設定されます。また、目標の達成状況の検証や、各地域の先進的な取り組み事例の共有を行いつつ、中小企業向けのニーズ・満足度調査の結果も踏まえて、PDCAサイクルを確立することとされています。

特許庁では、これらの基本方針に則り、知財の取得・活用を促進することにより中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに、地方創生に資することを目指しています。

3. 地域における支援体制

「地域知財活性化行動計画」の基本方針その2にも示されていますが、支援体制に関して近年特に重視されていることは「連携」です。現在、多様な支援機関や専門家が存在していますが、その多様さゆえに「どこに行けばどのような支援が受けられるのか分りにくい」という指摘がされており、支援施策自体へのアクセス性改善が望まれているところで

す。そのため、支援機関や専門家間の連携を強化し、相談に対して必要であれば適切な支援機関、専門家につないだり、協働して支援に当たったりすることで、ユーザの利便性や、支援の質を向上させることとしています。

このように多種多様な支援機関や専門家がある中で、地域における知財面の支援では、経済産業局等の特許室や知財総合支援窓口が中心的な役割を務めています。また、特許庁職員の産業財産権専門官も全国を駆け回って知財制度や各種支援施策の紹介をするなど、支援現場の最前線で活動しています。以下では、これらの活動の一端をご紹介します。

(1) 特許室

各経済産業局（沖縄地域は内閣府沖縄総合事務局）には、地域における知財活動の中核としての役割を担うべく、特許室が設置されています⁸⁾。特許庁の職員が特許室の室長や係長として派遣され、各局の職員と共に特許室を構成しています。庁からの派遣は事務系職員が中心ですが、地域によっては特実や商標の審査官も含まれています。その歴史は古く、昭和33年の近畿局への設置をはじめとして、現在ではすべての経済産業局等に置かれています。

8) 特許庁ホームページ「特許庁について」>特許庁の組織>経済産業局等特許室の紹介 (<http://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/tokusitu.htm>)
 なお、「地域知財活性化行動計画」に記載されていますが、平成29年4月に「知的財産室（仮称）」への改組が予定されています。

特許室は、特許庁施策の地域での担い手であるとともに、上述した地域知的財産戦略本部の事務局として地域のニーズに応じた施策の企画立案を行い、各種の活動を展開しています。具体的な活動内容は、制度普及パンフレット・知財活用事例集・各種マニュアル等の作成、制度普及や知財利活用のための啓発セミナーの開催、企業を訪問しての支援制度の紹介、支援制度を利用する際のサポート、商工会議所・商工会、地域金融機関等の支援機関との連携強化等々、多岐にわたります。

これらの活動は各局で工夫を凝らし、独自色を出しながら実施していますが、例えば制度普及や事例紹介のツールとしては、動画のコンテンツも近年増えています。先駆けの例には中国経済産業局の「もうけの花道」があり、コミカルな絵柄とストーリーで知財について楽しみながら学んだり⁹⁾、様々な事例を視聴したりすることができます(図2)。今のところ約80本が掲載されていますが、一つの動画は3～5分程度にまとめられ、少しの空き時間でも視聴できるようにされています。

各特許室の活動内容は、各地域の地域知的財産戦略本部のホームページから参照できますので、ぜひ一度ご覧ください¹⁰⁾。

(2) 知財総合支援窓口

知財総合支援窓口は、知財に関する悩みや相談をワンストップで受け付ける窓口として、全国47都道府県に設置されています。企業OB等の窓口支援担当者が窓口や訪問で相談に対応しており、地域に密着した活動を展開しています。窓口には支援担当者のほか、弁理士・弁護士も定期的に配置され¹¹⁾、さらに必要であればその他の専門家(中小企業診断士、デザイナー、ブランド専門家、海外知財専門家、法改正専門家(職務発明対応))も対応できる体制となっています。また、窓口事業は今年度からINPITが運営・管理をしていますが、より専門性の高い海外展開等に関する相談や横断的な支援を必要とする



図2 中国経済産業局「もうけの花道」のチラシ

場合には、INPITの専門相談窓口(産業財産権相談窓口、営業秘密・知財戦略相談窓口、海外展開知財支援窓口)と連携して対応したりするなど、支援内容の強化を図っています。

(3) 産業財産権専門官

産業財産権専門官は普及支援課に5名配置された特許庁の職員です。平成17年から設置されており、知的財産権制度説明会(初心者向け)及び各種セミナーでの講演や、中小企業への個別訪問を通して、知的財産制度の普及や知財関連支援施策の利用促進を図るとともに、ユーザのニーズを把握する役割を担って、全国津々浦々を巡っています。

特許等の知的財産制度は一般の方にはまだまだあまり知られていないのが現状です。そのような方に知的財産について知っていただく最初のステップとなるものとして知的財産権制度説明会(初心者向け)がありますが、産業財産権専門官はその講師を務めています。平成28年度は全国で63回開催し、約9千

9) 「もうけの落とし穴」というコーナーでは企業が陥りがちな失敗事例を紹介していますが、実例を基にしているのでリアリティのある内容となっています。

10) 特許庁ホームページ「施策・支援情報>地域別情報>各地域の知的財産戦略本部ホームページ」(http://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/chiiki_shien.html)

11) 弁理士は週1回以上、弁護士は月1回以上、窓口配置されています。

名の方にご参加いただきました。入門編の説明会としては最大規模であり、いわゆる知財のすそ野拡大の一助となっています。

また、各種団体、機関からの要請に応じたセミナーの講師としても活動しています。「地域知財活性化行動計画」の説明でも触れましたが、商工会議所・商工会、地域金融機関等との連携強化を図っているところ、各機関の担当者に知財に関する知識を深めてもらうことも必要です。そのため、近年はこれらの機関でのセミナー開催も増加しています。

さらに、産業財産権専門官の活動のもう一つの大きな柱として、中小企業への個別訪問があります。知財関連支援施策を紹介してその利用を促進し、さらに後日に再度訪問したり電話で連絡したりするなどして、支援後のフォローアップをしています。また、その場でいただいたユーザのニーズを庁内の関係各課等にフィードバックすることで、特許庁とユーザとを直接つなぐパイプ役も果たしています。平成27年度には約240社の個別企業訪問を行いました。

セミナーや個別企業訪問は特許室や知財総合支援窓口でも行っており、適宜分担する形となっていますが、産業財産権専門官は上述したように全国各地域に足繁く通い、地域における知財支援活動の一翼を担っています¹²⁾。

4. 地方創生に向けた特許庁の取り組み

上述した基本方針に則り、支援体制によって取り組みを行っているところですが、一方で、知財に関する意識や取り組みは地域によってまちまちというのが実情です。例えば特許出願をした中小企業数の割合を都道府県別に見ると、地域ごとに大きなばらつきがあることが分かります(図3)。また、知財総合支援窓口の相談件数も同様です(図4)。

さらに地域の経済活動には、ものづくりが盛んであるのか、農水産に強みがあるのか、地域として海外展開の志向が強いのか、などといった違いがあるため、知財活動も当然にその延長線上で異なった形

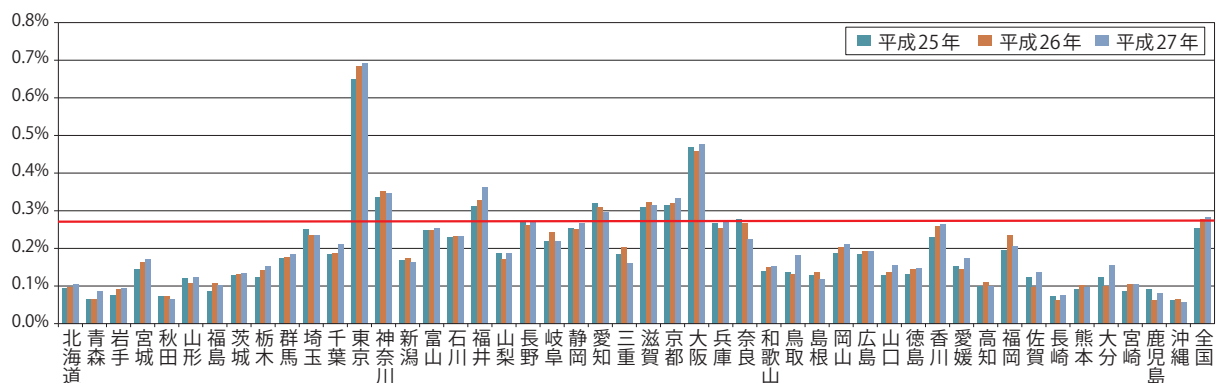


図3 特許出願をした中小企業数の割合 (都道府県別、平成25～27年)

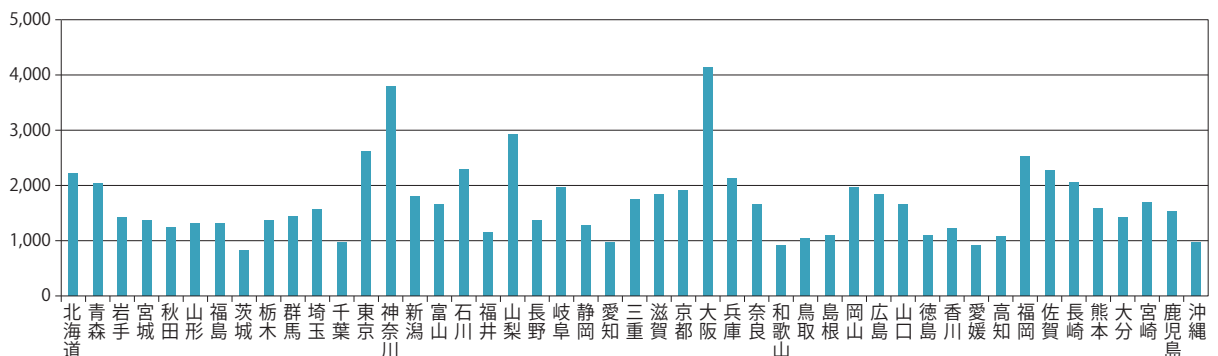


図4 知財総合支援窓口の相談件数 (都道府県別、平成27年度)

12) 産業財産権専門官の活動は、「『とっきょ』平成26年12・1月号」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/kohoshi_tokkyo_19.htm) や、特許庁ホームページ「施策・支援情報>産業財産権制度関連>地域・中小企業への支援策>産業財産権専門官が中小企業の知財活動を応援します」(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chitekizaisan.htm>)でも紹介されています。

▷中小企業の特性に応じた知財支援施策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
▷典型的な2つのケースの場合にも、その特性に応じた多様な知財支援施策が利用可能。
①技術を強みとする企業(主に製造業等)
②デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業(主に卸売業・小売業、サービス業等)

中小企業 (381万社)		全国支援メニュー				地域
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連	資金面	地域支援メニュー	
製造業 41万社(11%) 出願件数比率 特許：70% 意匠：55%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許)	INPITにより実施 知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣 職務発明規程導入サポート	特許情報分析活用事業 知財を活用した金融支援	外国出願補助金 侵害対策補助金 日本発知財活用ビジネス補助金 知財訴訟保険 知財訴訟保険	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援
	卸売業・小売業 90万社(24%) 出願件数比率 意匠：31% 商標：25% サービス業 157万社(41%) 出願件数比率 商標：18%		② デザイン・ブランド デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財(食品等)を販売する企業 地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業			

図5 特許庁、INPITの中小企業支援施策一覧(平成28年度)

をとることになります。したがって、支援を行うに当たっては、このような地域の実情に目を向けていくことが大切です。

特許庁やINPITでは現在、数多くの支援施策を展開していますが(図5)、その中でも地方創生や地域の支援に関係が深いと考えられる事業のいくつかをピックアップしてご紹介します。

(1) 巡回特許庁

知的財産を活用していない、あるいは活用しきれていない企業等の意識を啓発し、知的財産を活用する企業のすそ野を広げること、また出願人等ユーザの利便性を向上する施策を推進することを目的として、平成27年度から実施しています。平成27年度は3都市(大阪、沖縄、名古屋)で開催しましたが、平成28年度は6都市(広島(8月)、福岡・鹿児島(10月)、大阪・京都(11~12月)、名古屋(2~3月))で開催しています。内容はフォーラムやセミナーを軸に、出張面接審査、臨時相談窓口の開設、テレビ面接審査デモンストレーション、模擬審判廷での口頭審理実演等を主要なメニューとして、開催地域に即してアレンジしています。

平成28年11~12月に大阪・京都で行われた「巡

回特許庁 in KANSAI」は約1か月にわたって開催され、巡回特許庁としては最大のイベントとなりました。フォーラムやセミナーとしては、特許庁とINPITの取り組み紹介と、地域における知的財産の取得・活用についてのパネルディスカッションを行った「知的財産シンポジウム」を皮切りに(図6)、ビジネスマッチング、地域団体商標、職務発明制度に関する3つのセミナーを行いました。また、その他には、知財制度説明会、テレビ面接審査デモ、口頭審理の動画放映、臨時相談窓口の開設を実施し、さらに、多数の審査官が関西地域に出張して、350件以上の面接審査を行いました。



図6 巡回特許庁 in KANSAI 「知的財産シンポジウム」の様子

このような取り組みを通して知財制度や特許庁施策に関する情報提供を推進し、地方のみならずにも特許庁を身近に感じていただきたいと思います。

(2) 地域中小企業知的財産支援力強化事業

地域における知財に関する意識の違いや、各種の制約（支援人材の地域偏在、地方公共団体における知財の知識や予算措置の不足等）のために、知財の取り組みは地域によってばらつきがあります。このような現状をふまえ、地域の知財支援体制の構築や、関係機関の連携強化を通じて知財支援力の向上を図ることを目的として、支援の取り組みに対する意欲の高い支援機関から、先導的・先進的な知財支援の取り組み（アイデア）を集め、各経済産業局を通してその実施を補助する事業を行っています。そして、その結果として優れた事例が生まれれば、他地域にも紹介し、展開していくこととしています。

平成27年度は15件の事業を実施しましたが、近年期待が高まっている未利用特許活用のためのマッ

チング事業が約半数を占めました。その一例は川崎モデル（川崎市で先進的に行われていた、大企業等の開放特許を中小企業に移転し、新製品開発や新事業創出を支援する事業）の全国展開事業で、宮崎県・栃木県・富士宮市・岡谷市といった自治体や、川崎信用金庫・八千代銀行・横浜銀行といった金融機関の参加を得て、一地域にとどまらない広域の連携を狙って実施されました。また、マッチング事業のほかには、産学連携に関する事業（一例として、12都道府県の大学生を対象として大企業等の開放特許を活用した商品アイデアを競わせ、優秀アイデアを中小企業に提示して商品化を目指す事業）、ブランド支援事業（一例として、それぞれに地域団体商標を有する「米」と「水」を中核に、ごはんに合う「味噌」と「たらこ」を組み合わせ、海外からの観光客向けのパッケージ商品として開発、テスト販売する事業）等が実施されました。

平成28年度は新たに26件の事業が採択されて実施されていますが、特色のある事業を局ごとにかいつまんで挙げますと、以下の表のようなものがあります¹³⁾。

事業名	概要
北海道産酒の欧州ブランディングのための「デザイン力強化」事業（北海道局）	北海道産日本酒の「トータルデザイン力」を強化し、デザイン企画、商品開発、欧州高級テイストのデザイン開発のノウハウの収集及び海外商談会（デザインマッチング）を行い、その成果をウェブサイト、セミナー等により一般公開し、北海道地域のデザイン力向上を図る。
秋田・岩手・青森の北東北3銀行3大学連携でつなぐ地域版TLO「Netbixplus+」事業（東北局）	北東北における知財流通を活性化させることを目的に、秋田・岩手・青森銀行の顧客情報共有ネットワークを活用し、大学保有特許や研究情報を分析、共有し、支店にあがってくる顧客ニーズとのマッチングを行う。
2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、ユニヴァーサルデザイン活用による地域活性化支援事業（関東局）	2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたインバウンドの推進、海外への日本の魅力の発信について、デザインの観点から取り組むことで、意匠、商標等の知的財産権の創出・活用を促進するとともに、参加する中小企業、学生の知財意識の向上、地域金融機関としての知財支援力の強化を図る。
中部地域における知財を活用した標準化活用促進支援事業（中部局）	標準化に対する理解・認知を高める取組と基盤活用を促す支援により標準化活用を促進させる。
IoT等の新IT分野における知財活用ビジネス促進プラットフォーム作り（近畿局）	IoT等の新IT分野において、新たに知財を創出する場及び既にある知財から新たな価値を創造する場を提供する先進的なプラットフォーム作りを行う。
広島広域都市圏の「製造業の連携」×「クリエイター」による観光客向け新ブランドの構築事業（中国局）	ものづくり産業における中小企業の更なる競争力強化を図るため、デザインによる商品の付加価値を向上させると同時に、広島の新ブランドを構築。新たな商材・販路開拓など次世代に向けた変革に取り組む。
知財経営浸透に向けた企業及び支援コーディネーター人材の育成事業（四国局）	知財経営の浸透を図るため、四国地域の「中核的企業」及び、それら企業の支援・育成を行っている「コーディネーター」を対象に、個別コンサルティング、研修等を実施する。
九州の基幹産業と大学シーズ・知財による成長分野展開（九州モデル）創出事業（九州局）	地域の基幹産業である半導体産業について、これまで培った世界トップクラスのものづくり技術を、大学シーズを活用し、マッチングを通じて成長分野（医療、農業等）へ展開し、新たなビジネスの創出を図る。
中小企業の初めての特許等の出願を促す事業（沖縄局）	初めて出願する中小企業の出願費用を補助する（出願～中間手続までの定額補助を想定）。その他、知財未活用企業を対象に、説明会等での普及啓発や出願ホットラインの設置等により、新たな出願ニーズを発掘する。

13) その他の事業及び各事業の概要は、特許庁ホームページ「施策・支援情報＞地域別情報」(<http://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/index.html>)に掲載されています。

これらにおいて成功事例が生まれるように着実に事業を実施し、地域経済に寄与していきたいと考えています。一方で、効果的に地域支援を展開するには施策の担い手である地方公共団体との連携強化も重要なテーマの一つですので、その意識も持ちつつ事業を行っています。

(3) 地域別知的財産活動に関する調査

地域活性化に向けて知的財産の活用を図っていくためには、基礎情報として地域の現状を知ることが大切です。そのため、各県の知財の現状（知財戦略や出願動向等）や知財の活用事例等を調査し、取りまとめる事業を行っています。昨年度は8つの県（福島、群馬、福井、岐阜、岡山、広島、愛媛、福岡）について報告書を作成、公表しており¹⁴⁾、さらに平成28年度から平成29年度にかけて全都道府県の調査を完了する予定です。報告書は今後の地域知財支援施策を検討するための基礎資料として特許庁やINPITで利用するのみならず、地方公共団体を含む各機関でも知財活動の一層の推進に向けて活用されることが期待されます。

(4) 地域団体商標の活用支援

(ア) 地域団体商標制度の概要

地域団体商標制度は地域ブランドの保護・振興の

ために平成18年4月に導入され、今年で制度創設10周年を迎えました。この間、商標登録できる主体を拡充する改正を経るなどして登録件数は順調に伸び、平成28年度中には600件に達しました。

登録されている地域団体商標やその活用事例は特許庁ホームページや冊子で紹介されていますが、特に注目される活用事例については動画にもなっており、より詳しく取り組みの様子が見られるようになっています¹⁵⁾。また、平成28年度には10周年記念のセミナーや展示会等も、巡回特許庁の場を利用するなどして順次開催しました（図7）。これらにより、制度の一層の普及と活用を図っています。

一方で、地域団体商標制度と近接する制度として、農林水産物等については農林水産省が所管する「地理的表示（GI）保護制度¹⁶⁾」があり、「知的財産推進計画2016」でも「農林水産分野等における知財戦略の推進」と指摘されたように、近年注目されています。両制度はそれぞれに特徴があり、登録要件や、受けられるメリットに違いがあるため、ユーザには両制度の違いを正しく理解してもらい、目的に応じて使い分けていただくことが重要となります。したがって、ユーザへの啓発¹⁷⁾や農水省との連携にも目下、力を注いでいるところです。

(イ) 地域団体商標海外展開支援事業

地域団体商標のさらなる活用の促進のため、海外展開を念頭に置いて、ブランド戦略の策定、海外に



(福岡市)



(鹿児島市)

図7 地域団体商標等普及PR展示の様子（巡回特許庁 in 九州）

14) 特許庁ホームページ「施策・支援情報>地域別情報>地域別知的財産活動に関する調査報告書について」(http://www.jpo.go.jp/sesaku/chiiki/chiiki_report_h27.html)

15) 特許庁ホームページ「制度・手続>商標>制度>地域団体商標制度について>地域団体商標制度」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm)

16) 農林水産省ホームページ「食料産業>地理的表示保護制度（GI）」(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/)

17) 「地域団体商標と地理的表示（GI）の活用Q&A（平成27年7月6日更新）」(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/t_dantai_syouhyou/t_dantai_syouhyou.pdf)

における知的財産権の取得、ライセンス契約等の権利活用、模倣品対策等の係争対策までを一貫支援する取り組みを平成28年度から行っています。地域のブランドを軸として海外展開を支援することは、地域産業の活性化に貢献すると考えられます¹⁸⁾。

本事業を行うに当たって参考とした先行事例に、「今治タオル」の例があります。著名なアートディレクターである佐藤可士和氏を起用してブランド化を推進し、海外展開を行いました。これを一つの模範として、海外向けブランディング、商品・サービスの現地プロモーションやマッチング事業の支援を実施するとともに、海外での権利取得やライセンス契約まで、知的財産権の活用に関する一貫的な支援を行うこととしています。平成28年度は「青森の黒にんにく」、「市田柿」、「美濃白川茶」、「宇治茶」、「堺刃物、堺打刃物」、「有田みかん、しもつみかん」、「播州そろばん」、「下関ふく」、「うれしの茶」、「日田梨」、「枕崎鯉節」といった、一般にもなじみのある

地域団体商標について、11の事業を実施しています(図8)。これらの地域ブランドが海外の市場を開拓し、地域経済に対し十二分に貢献することが期待されます。

5. おわりに

地方創生、地域経済の活性化を目指した知財面での取り組みの一端をご紹介しました。しかしながら、地方創生は非常に大きなテーマであり、ここに挙げた事項がすべてではありません。今回の特集では本稿の他にも多くの取り組みが紹介されていますが、それらも含め、各種の取り組みが複合的に作用し合うことで効果が現れてくるものと思われます。今後は、当課関連事業を着実に実施することはもとより、各種の取り組みと相まって、地方創生が推進されることを願っています。



図8 地域団体商標海外展開支援事業の会議の様子
(美濃白川茶)

Profile

小宮 慎司 (こみや しんじ)

- 1995年4月 特許庁入庁(審査第五部電力)
- 1999年4月 審査官(審査第五部電話通信)
- 2000年12月 調整課審査基準室 室員
- 2002年1月 審査官(特許審査第四部情報記録(データ記録))
- 2002年4月 審査官(特許審査第四部映像機器)
- 2008年10月 審判官(審判部第29部門(電話通信, デジタル通信))
- 2010年3月 審判課審判企画室 課長補佐
- 2011年12月 審判官(審判部第29部門(電話通信, デジタル通信))
- 2012年4月 上席審査官(特許審査第四部情報記録(音響システム))
- 2013年1月 前任上席審査官(特許審査第四部情報記録(音響システム))
- 2013年4月 主任上席審査官(特許審査第四部デジタル通信)
- 2014年7月 秘書課弁理士室 企画調整官
- 2015年7月 上席総括審査官(審査第四部電話通信(送配電・データ転送))
- 2016年1月 普及支援課 企画調査官(現職)

18) 本事業による地域団体商標の海外展開支援のほかに、個々の中小企業の海外展開を支援する事業も別途行っています。特許、実用新案、意匠、商標について、海外での権利化から侵害対策までの各段階を支援する事業を取りそろえ、一貫した支援が可能となっています。海外展開の志向が強い地域に対しては、効果的な地域支援となり得ます。